

八王子市立櫛田中学校 「学校いじめ防止基本方針」

八王子市立櫛田中学校

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには、生命や身体にまでも深刻な危機を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することなどがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係をもつ他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む。）であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、「いじめが、どの学校、どの学年・学級にも起こり得る」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むこととする。なお、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

2 いじめ防止に関する対策

(1) いじめの未然防止・早期発見に対する対策

① いじめの未然防止に向けた取組

- ア 学校教育目標の一つ「思いやり」の具現化を図り、常に他者への思いやりをもち、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしないこと、いじめを見過ごさないことなどについて、全教育活動を通して組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳的な心情を養い、常に公正に判断して、その実践に努めようとする意欲や態度を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育とその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図る。
- ウ 自分と他人のよさを公平な視点で認め、個人の違いを受容し、互いに尊重し合える人間関係を構築していく力を育むとともに、望ましい集団活動を通じた自己肯定感・有用感の育成や充実感が感じられる学校生活づくりを目指して、生徒自身の主体性に基づく学級活動や体験活動等の充実を図る。
- エ 年2回のhyper-QUを活用し、生徒個々の心の状態と学級との関わりについて把握した内容をもとに学級経営の改善を行い、いじめの起こらない環境を整えていく。
- オ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図るとともに、生徒が主体的にいじめ防止に向けた取組を進めていくことができるよう「生徒会活動」の活性化を図る。
- カ いじめへの理解を深め、その防止の重要性に対する意識を高める機会として、「ふれあい月間」の活動や「いのちの日」の取組等を通して、生徒の意識啓発を図る。

② いじめの早期発見に対する取組

- ア いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次の通り定期的に実施する。
 - 新1年生を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（4月～7月）
 - 生徒対象のいじめに関するアンケート調査（毎月1回）
 - 学級担任等による生徒や保護者との面談による情報の収集
 - 二者面談（教育相談週間）：年2回（5、10月） 三者面談：年2回（7月、12月）
 - その他、必要に応じて面談は随時行う。
- イ 生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもった的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、組織でいじめの早期発見に努める。

- ウ 生徒及び保護者が、安心していじめに係る相談を行うことができるように環境づくりを行う。また、スクールカウンセラーによる相談活動を周知し充実を図る。
- エ 毎週の学年会・生活指導部会・特別支援委員会で、生徒の変化を細やかに把握し、いじめに関する情報の迅速な共有化を図る。また、「学校いじめ対策委員会」（週1回）を設置し、整理された情報をもとに、いじめの早期発見と早期対応を全校で組織的に行う。
- オ 「子ども見守りシート」を全家庭に配布し、保護者と連携して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

高度に発達した情報通信ネットワーク・サービス（SNS）等により、瞬時かつ広範囲に可能となった情報の流通性や発信者の匿名性など、インターネット等を媒体としたいじめの様態の変容に対する理解を深め、情報機器を用いて行われるいじめの未然防止及びその効果的な対処方法などを、生徒及び保護者が学習できるような啓発活動を行い、情報モラルの徹底を図る。

- SNS 東京ルール・学校ルールの周知と「SNS 家庭ルール」作成の要請
- 情報通信機能を利用したいじめ防止を図るセーフティ教室等の実施
- 情報通信機能を利用したいじめへの理解を図る P T A等の研修会への支援

（2）いじめの早期対応に対する対策

① いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策やいじめの早期発見・早期対応を行うために、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、1・2・3 学年主任、特別支援学級主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、
（以下必要に応じて）スクールカウンセラー・都事務主事

〔活 動〕

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〔開 催〕

週に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

（3）重大事態への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるいじめが発生した場合は、次のような対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、八王子市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 必要に応じて、関係諸機関を含めた「学校サポートチーム」を招集する。